

● 年末年始のごみ収集日程

㊟役場住民生活課生活環境係 ㊦ 286-3112

ごみ出しはお互いルールを守り、気持ちの良い正月をお迎えください。

校区	飯野・木山・安永	津森・福田・広安 (安永を除く)
日程		
26日 (金)	プラスチック製 容器包装	燃えるごみ
27日 (土)	収集なし	
28日 (日)		
29日 (月)	燃えるごみ	プラスチック製 容器包装
30日 (火)	収集なし	燃えるごみ
31日 (水) ↓ 1月4日 (日)	収集なし	
5日 (月)	燃えるごみ	プラスチック製 容器包装

※収集なしの日は、ごみステーションにはごみを出さないようお願いします。

□ クリーンセンターへの有料持ち込み

平日/午前9時～午後4時

※12月27日(土)～29日(月)は午後4時、
12月30日(火)は午前11時まで
※来年は1月5日から平常業務

□ 年末の汲み取り依頼はお早めに

年末のし尿・浄化槽の汲み取り依頼は、12月22日(月)までに許可業者へご連絡ください。

許可業者の連絡先

(有)出崎商会 ㊦ 286-2408
中野衛生(有) ㊦ 232-0636

● 国保税の納付確認書を交付します

㊟役場税務課住民税係 ㊦ 286-3116

申告で社会保険料控除として使用する国民健康保険税の納付確認書は、毎年1月下旬に郵送していますが、年末調整で早めに必要な人には、随時役場税務課窓口で交付しています。

窓口交付に必要なもの

- ①本人確認のための身分証明書 ※納税義務者と別世帯の場合は委任状も
- ②12月中に納付した分の領収書

● 税に関する制度の紹介

㊟役場税務課住民税係 ㊦ 286-3116

個人住民税(町県民税)の特別徴収(給与天引き)制度

個人住民税の特別徴収とは、事業者(事業主)が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員が居住する市町村に納入する制度です。所得税の源泉徴収を行う事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。

※地方税法第321条の3、4と町税条例第44条45条で規定。県および県内市町村では平成25年度から個人住民税の特別徴収制度を完全実施しています。詳細は役場税務課にお尋ねください。町ホームページにも掲載しています。

「記帳・帳簿等の保存制度」の対象者が拡大

現行の「記帳・帳簿等の保存制度」は平成26年1月から対象者の範囲が拡大されています。事業所得、不動産所得、山林所得がある人で、白色申告の人や所得税の申告が必要でない人(住民税申告のみを行う人)も含めた全ての人を対象です。収入・経費を記載した帳簿は7年間保存、取引に伴って作成した帳簿や請求書、納品書、領収書などの書類は5年間保存する必要があります。

なお、税務署が「記帳説明会」を実施しています。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。㊟熊本東税務署個人課税第1部門/㊦ 369-5566 自動音声に従い「2」を選択してください。

支給額/児童1人につき1万円

※臨時福祉給付金の受給対象の児童、生活保護受給者となっている児童は除きます

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

給付を受給している

①平成26年1月分の児童手当・特別

次の2つの要件を満たす人

支給対象者

子育て世帯
臨時特別給付金

役場子ども課

支給額/1人につき1万円
次の人は1人につき5千円加算
□基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者